

米軍基地関係特別委員会記録
＜第5号＞

平成20年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成20年3月24日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第5号>

開会の日時

年月日 平成20年 3月24日 月曜日
開 会 午前10時40分
散 会 午後 2時45分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 陳情平成16年第114号、同第115号、同第118号、同第144号、同第154号、同第155号、陳情平成17年第7号の3、同第10号、同第15号、同第39号、同第64号、同第74号、同第85号、同第105号、同第123号、同第124号、同第127号、同第133号、同第145号、同第171号の5、同第180号、陳情平成18年第2号、同第6号、同第46号、同第49号、同第73号、同第95号、陳情平成19年第3号の2、同第7号、同第8号、同第10号、同第11号、同第13号、同第14号、同第16号、同第20号、同第46号、同第81号、同第96号、同第103号、同第123号、同第124号、同第127号、同第130号、同第162号、陳情第1号、第2号、第3号、第6号、第12号、第13号、第17号、第23号、第25号及び第27号
- 2 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長 親 川 盛 一 君
副 委 員 長 岸 本 恵 光 君
委 員 佐喜真 淳 君
委 員 新 垣 良 俊 君

委員	照屋守之君
委員	小渡亨君
委員	渡嘉敷喜代子君
委員	新川秀清君
委員	上原章君
委員	金城勉君
委員	喜納昌春君
委員	嘉陽宗儀君
委員	當間盛夫君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原昭君
基地対策課長	平良宗秀君
企画部土地対策課長	崎山国重君
文化環境部環境企画統括監	友利弘一君
農林水産部農漁村基盤統括監	大浜逸也君
農林水産部水産課長	金城明律君
土木建築部土木整備統括監	小渡良彦君
企業局次長	宮里章君
教育庁文化課長	千木良芳範君
警察本部刑事部長	日高清晴君

○親川盛一委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。
陳情平成16年第114号外54件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して

議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、企画部土地対策課長、文化環境部環境企画統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、企業局次長、教育庁文化課長、警察本部刑事部長の出席を求めています。

まず初めに、陳情平成16年第114号外54件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原昭知事公室長。

○上原昭知事公室長 ただいま議題となっております知事公室の所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続45件、新規9件となっております。

まず、継続審議となっている45件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅な変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。

資料の30ページをお開きください。

陳情平成17年第171号の5県民の命と暮らしを守る陳情の1の(3)につきましては、処理概要の次ページの6段落目を御説明いたします。

沖縄防衛局によると、移設工事の完成時期については、当初予定していた平成20年3月から1年半おくれ、平成21年10月ごろになるとのことであり、県は、国において、地元金武町に十分説明を行うとともに、あらゆる方策を検討し、一日も早い移設の実現に努めるよう求めたところであります。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の74ページをお開きください。

陳情第2号米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

我が国への原子力潜水艦の寄港については、昭和39年8月28日、政府が、米国の通常の原子力潜水艦が我が国に寄港することについて、寄港に同意することを決定し、この旨を米国政府に通報したと発表しております。

県としては、日米安全保障体制を認める立場にありますが、日米両政府においては、原子力潜水艦の安全性の確保及び地元市町村・住民への説明に万全を期していただきたいと考えております。

なお、国及び県においては、原子力潜水艦の寄港時に放射能調査を行い、安

全性の確認に努力しているところであります。

次に、75ページをお開きください。

陳情第3号米空軍及び米海兵隊による合同即応訓練の中止並びにF15戦闘機の全面撤去を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県は、嘉手納飛行場における空軍及び海兵隊合同の即応訓練について、訓練の通知を受けた昨年11月27日、米軍及び沖縄防衛局に対し、周辺住民に影響を及ぼさないよう、十分に配慮することなどを申し入れております。

早朝離陸については、住民生活の平穩を妨げ著しい影響を与えることから、日米両政府に対し、飛行プランの見直しを行うなどの配慮を求めるとともに、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じ、深夜・早朝における離着陸の制限、日曜・祝祭日における飛行の制限等、航空機騒音規制措置の趣旨徹底により騒音の軽減を図るよう強く要請しております。

パラシュート降下訓練については、県民の生命、生活及び財産を守る立場から、SACO最終報告の趣旨に沿って伊江島補助飛行場で実施すべきであると認識しております。

F15戦闘機の訓練再開について、県は、これまで周辺住民や県民の不安を払拭するためにも、飛行停止に至った事故の原因を徹底究明し、その結果を県民へ公表するよう求めてきたところであります。

航空機の運用に当たっては、安全を確保することが最も重要であり、県としては、今後とも米軍に対し、機体の整備・点検をこれまで以上に徹底し、安全かつ慎重な運用に万全を期すよう、求めていきたいと考えております。

県としては、嘉手納飛行場の運用改善を求めているところであり、航空機騒音規制措置の厳格な運用や、米軍再編で合意された、嘉手納飛行場からの一部訓練移転の実施により、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られる必要があると考えております。

次に、76ページをお開きください。

陳情第6号F/A18戦闘攻撃機の民間地域上空における飛行訓練の即時中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県は、嘉手納飛行場における空軍及び海兵隊合同の即応訓練について、訓練の通知を受けた昨年11月27日、米軍及び沖縄防衛局に対し、周辺住民に影響を及ぼさないよう、十分に配慮することなどを申し入れております。

県としては、軍転協等の要請を通じて、住宅地上空における旋回飛行訓練の中止を含め、米軍の演習のあり方を見直すなどの措置を継続的に講じるよう、米軍を初め日米両政府に求めているところであります。

次に、77ページをお開きください。

陳情第12号米軍キャンプ・ハンセンレンジ4の移設遅延及び基地機能強化に関する陳情につきましては、処理概要が陳情平成17年第171号の5の1の(3)及び陳情平成19年第96号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、78ページをお開きください。

陳情第13号防衛省による米軍嘉手納基地周辺の騒音測定調査（コンター見直し作業）に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

沖縄防衛局では、嘉手納飛行場における第一種区域を見直すため、平成17年1月から、同飛行場周辺の騒音度調査を行っているとのことであります。

当該調査は、平成18年度末には終了する予定でありましたが、平成19年1月から北側滑走路が改修のため使用されていなかったことや、同年3月から一部訓練移転が実施されたことから、引き続き調査を行うとのことであります。

県としては、渉外関係主要都道県連絡協議会を通じて、政府に対し、防音工事対象区域等の拡大を要請するとともに、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて、住宅防音工事助成制度の拡充及び拡大等を要請しているところであります。

次に、80ページをお開きください。

陳情第17号米兵による少女暴行事件に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 米兵に対する綱紀粛正と再発防止を徹底的に行い、今後このような問題が起こらないようにすること。

2 沖縄県民の人権を守るため、米兵の教育を徹底することにつきましては、県は、米軍を初め日米両政府に対し、このような事件が二度と起きないように、一層の綱紀粛正及び隊員の教育の徹底を行い、県民が納得できる形で、具体的な再発防止策等を講じ、それを公表するよう、強く求めたところであります。

また、米軍人等犯罪防止対策に関する検討会議において、7項目の具体的な米軍人等犯罪防止に向けての考え方を取りまとめ、米軍及び日米両政府機関に対し、その実施を求めたところであり、引き続き、米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム会合等において、関係機関と協力しながら、実効性のある再発防止策が講じられるよう取り組んでいきたいと考えております。

3 一日も早く基地を撤去するか、または整理縮小を図ることにつきましては、処理概要が陳情平成17年第7号の3の1と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、81ページをお開きください。

陳情第23号米兵による女子中学生暴行事件及びキャンプ・シュワブ所属海兵隊員による民家への不法侵入事件に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 被害者及び家族への謝罪及び誠意を持って完全な補償を行うこと。

2 市民・県民の目に見える形で米軍人・軍属の教育を徹底し、綱紀肅正及び事件・事故の再発防止に向け、実効性のある具体的施策を講じること。

4 米軍人・軍属の基地外居住者の実態調査を早急に行うことにつきまして、県は、米軍を初め日米両政府に対し、このような事件が二度と起きないように、一層の綱紀肅正及び隊員の教育の徹底を行い、県民が納得できる形で、具体的な再発防止策等を講じ、それを公表するよう、強く求めたところでありませぬ。

また、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じ、被害者及び家族への謝罪を行い、十分かつ速やかな補償を行うことなどを、米軍を初め日米両政府に対し、強く要請したところでありませぬ。

さらに、米軍人等犯罪防止対策に関する検討会議において、7項目の具体的な米軍人等犯罪防止に向けての考え方を取りまとめ、米軍及び日米両政府機関に対し、その実施を求めたところであり、引き続き、米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム会合等において、関係機関と協力しながら、実効性のある再発防止策が講じられるよう取り組んでいきたいと考えております。

3 日米地位協定の抜本的見直し及び海兵隊の削減を図ることにつきましては、県としては、日米地位協定の問題は、米軍基地が集中する沖縄という一地域だけの問題ではなく、我が国の外交・安全保障や国民の人権、環境保護などについてどう考えるかという極めて国民的な問題であり、外交責任を負う政府はもとより、地方公共団体、国民一人一人がみずからの問題として受けとめていただくよう、あらゆる機会を通じて訴えているところでありませぬ。

日米地位協定の見直しについては、本県の取り組み等により、本県を含む33都道府県議会における意見書の採択、全国知事会や日本青年会議所等主要な全国団体における見直し決議、における各種の取り組みなど、全国的な動きにすることができたと考えております。

県としては、引き続き渉外関係主要都道県連絡協議会や日本青年会議所等と連携して、日米地位協定の抜本的見直しに早期に着手されるよう政府に対して粘り強く求めていく考えであります。

海兵隊の削減については、県はこれまで、日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて、海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による沖縄県の過重な基地負担

の軽減を求めてきたところであります。

県としては、米軍再編で、海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が合意されたことは、県民の要望している米軍基地の整理・縮小につながるものであり、確実な実施がなされる必要があると考えております。

知事公室の所管に係る陳情54件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○親川盛一委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、文化環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

友利弘一文化環境部環境企画統括監。

○友利弘一環境企画統括監 文化環境部関連の陳情につきまして、御説明いたします。

初めに、継続審議となっております文化環境部関連の陳情につきましては、処理方針に変更ありませんので、御説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料の79ページをお開きください。

新規の陳情第13号について、御説明いたします。

陳情者は、新嘉手納基地爆音訴訟原告団会長仲村清勇氏であり、件名は防衛省による米軍嘉手納基地周辺の騒音測定調査（コンター見直し作業）に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を御説明いたします。

県では、嘉手納飛行場周辺において周辺市町と連携し、16地点で年間を通して航空機騒音の監視測定を行っております。

平成18年度の測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺においては、15地点中10地点で環境基準を超過している状況であります。

航空機騒音の評価を表すWECPNL（うるささ指数）は、北谷町砂辺局で90.5と最も高い値を示し、経年的にもほぼ横ばいで推移している状況であります。

嘉手納飛行場周辺における住宅防音対象区域の見直しについては、沖縄防衛局からの情報によりますと、全国的な住宅防音対象区域の見直しの一環として

行うとのことであります。

沖縄防衛局においては、見直しに当たって、専門家に委託し、専門的、科学的手法を用いて調査検討するとのことであり、沖縄防衛局から県の測定データの提供依頼があった場合は、協力していきたいと考えております。

次に、資料の83ページをお開きください。

新規の陳情第27号について、御説明いたします。

陳情者は、ジュゴンネットワーク沖縄事務局長土田武信氏であり、件名は、普天間飛行場代替施設（新基地）建設事業に係るアセス手続及び「現況調査（事前調査）」に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の法的要件を満たしていることから、方法書手続のやり直しを求めることは困難であると考えております。

しかしながら、沖縄県環境影響評価審査会においては、方法書に記載された環境影響評価の項目、手法等が適切であるか否かの判断ができる内容にしてほしいとの意見が出たことから、方法書の対象事業の内容や、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について書き直しする必要があるとの知事意見を述べたところであり、これに基づき追加・修正資料が提出されたところでもあります。

また、ゼロ・オプションを含む複数の代替案の検討については、現行の環境影響評価制度では義務づけられておりませんが、知事意見等では、作業ヤード、海上ヤード、しゅんせつ区域及び埋立土砂発生区域の事業については代替案の検討も含め、環境の新たな改変を可能な限り回避・低減させるよう求めています。

現況調査については、法及び条例において、調査の実施自体を事業者があらかじめ行うことについて、特に妨げておりません。

沖縄防衛局が実施している環境現況調査は、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法が選定されていない段階において、公共用財産使用協議に基づき、事業者の責任と判断において実施されたものであります。

なお、公共用財産使用協議により同意した内容以外の調査については、当該調査を中止するよう申し入れたところでもあります。

沖縄島周辺近海に生息するジュゴンについては、これまで科学的調査がほとんど行われておらず、その生態、分布、個体数などに関する知見が非常に乏しい実状ではありますが、事業実施によるジュゴンへの影響を適切に予測・評価するためには、これらに関する知見を事業者として可能な限り把握する必要があります。

ることから、複数年調査を知事意見等で求めたものであります。また、調査手法についても、専門家等の指導・助言を受けて検討することを求めています。

事業者が埋立用材として用いる海砂は、事業主体が別の砂利採取業者が採取したものを購入することから、普天間飛行場代替施設建設事業とは別事業であり、当該事業に係る環境影響評価としては行われませんが、購入する場合であっても、環境保全に対する対応を行っている採取業者から選定するなど、積極的な環境保全対策を検討するよう知事意見で述べており、事業者である沖縄防衛局は適切に対処する必要があります。

以上、文化環境部に係る陳情処理方針について、御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○親川盛一委員長 文化環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大浜逸也農林水産部農漁村基盤統括監。

○大浜逸也農漁村基盤統括監 農林水産部関連の陳情について御説明いたします。

それでは、陳情説明資料の36ページをお開きください。

農林水産部関連の陳情となっております陳情平成18年第6号の記の4につきましては、継続案件であり、処理方針に変更はございませんので説明は省略いたします。

次に、陳情説明資料の72ページをお開きください。

陳情第1号漁船操業制限に伴う漁業損失補償金の改善に関する陳情についてでございます。陳情者は沖縄県漁業協同組合連合会代表理事会長下地敏彦外1名であります。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針等について御説明いたします。

本県周辺海域は、黒潮の影響を受け、マグロ等の回遊性魚類やソデイカの好漁場が形成されております。

しかし、これらの海域には、日米地位協定に基づく米軍への提供水域が設定されており、漁業経営に大きな影響を与えております。

県としては、近年の厳しい経営環境を踏まえ、漁業見舞金を法的に位置づけること及び漁業損失補償金の算定方法の見直しなどについて、国に対し要請したところであり、今後とも水産団体と連携して取り組んでまいりたいと考えて

おります。

以上、農林水産部の陳情案件について、御説明いたしました。

○親川盛一委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

小渡良彦土木建築部土木整備統括監。

○小渡良彦土木整備統括監 土木建築部関連の陳情について御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は3件で、3件とも継続案件であり、処理概要に変更はございませんので説明は省略いたします。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○親川盛一委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、企業局次長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

宮里章企業局次長。

○宮里章企業局次長 それでは、企業局関連の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局所管の陳情は、継続1件となっております。

継続審議となっております、陳情平成19年第11号北部訓練場へのヘリパッド建設問題、福地ダム及び新川ダムの安全に関する陳情に係る処理概要は、資料の50ページにありますが、特に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○親川盛一委員長 企業局次長の説明は終わりました。

次に、教育庁文化課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

千木良芳範教育庁文化課長。

○千木良芳範文化課長 教育委員会の所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

教育委員会所管の陳情は、継続1件となっております。

説明資料の59ページをお開きください。

平成19年陳情第46号普天間飛行場代替施設のいかなる案にも反対する陳情の9につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○親川盛一委員長 教育庁文化課長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

日高清晴刑事部長。

○日高清晴刑事部長 公安委員会関連の陳情となっております陳情平成16年第114号沖国大米軍ヘリ墜落事故・緊急シンポジウムアピール文の実現を求める陳情につきましては、継続案件であります。処理方針に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○親川盛一委員長 刑事部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 陳情第17号と第23号、米兵による少女暴行事件に関する陳情ですが、皆さん方の処理概要を見ると、事件が二度と起きないように一層の綱紀粛正及び隊員の教育の徹底を行い、県民が納得できるような形で、具体的な再発防止策等云々とありますが、この具体的な中身で、県民が納得できるような

形というのはどういうことを要求したのですか。

○上原昭知事公室長 今回日米両政府、米軍に対しても仲井眞知事名でいろいろと防止対策を要請いたしております。それに合わせまして、県としても米軍人の犯罪防止についての考え方というのをまとめまして、それについても米軍サイドや外務省のほうにも要請をしております。その中で7項目について防止対策あるいは県としての取り組み等をまとめました。米軍等に対するものは、米軍人等に対する研修プログラムの見直し、1つには研修時間の増加、それから研修内容の充実、向上、研修対象者の拡大等となっております。2つ目には米軍人等の生活規律の強化ということで、そのうち1つ目には外出制限措置の時間対象者の拡大、同じく同措置の徹底、3つ目に規律やその上司の責任の厳格化等を求めています。3番目に、基地外に居住する米軍人等の対策といたしまして、1つには基地外居住の基準の明確化、居住の実態の把握、通知、居住者の規律の強化、以上を米軍サイドに求めています。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方が申し入れた中身について以前に私も読みましたが、これは県民が納得できるような内容じゃないんですよ、私から言えば。どうしてこういう中身が県民が納得できると知事公室長は考えたのですか。

○上原昭知事公室長 このような内容も含めて県民が納得できるように米軍として最大限の努力をしていただきたいということでもあります。

○嘉陽宗儀委員 県民は今まで戦後60年余り、事件、事故が発生するたびに、綱紀粛正、米兵の教育とずっと言ってきた。しかしこれまでの経過を見ると、何らそういう効果はなかったと考えるのですが、知事公室長の判断はどうですか。

○上原昭知事公室長 事件、事故が起こるたびに要請もしておりますし、米軍も今回は外出禁止措置をとるなど、それなりの努力もしているのではないかと思っております。

○嘉陽宗儀委員 私が聞いているのは、皆さん方が申し入れをした。県民も繰り返し再発防止、綱紀粛正を申し入れてきた。そういう申し入れについては効果があったとお考えなのですか、と聞いているのです。

○上原昭知事公室長 効果があったかどうかについては正確に判断することは難しいところはあるかもしれませんが、このように相次いで事件、事故が起きているということは、やはりこれまでの綱紀粛正や教育徹底と言ってもそれが十分でなかったということの結果だろうと思いますので、もっともっと効果が出るように取り組んでほしいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 今知事公室長が答弁されましたように、これまでの取り組みや申し入れの程度では何ら効果がない、しかも相次いで凶悪犯罪が発生しているというのがありますよね。であれば今回は知事としても、本当に県民が納得できるような再発防止策を出してくれるのではないかという期待もあるものだから、ここで県民が納得できるような形でと言うから、改めてこれまで本当に犯罪が繰り返されて、県民は怒り心頭ですよ。これについて本当に県民を守る立場の知事ならば、これを受けとめて、こうすれば絶対大丈夫だからと言って、皆さん方も知恵を出して申し入れるべきだけど、今の申し入れ策で本当に効果はあるとお考えですか。

○上原昭知事公室長 現在このような3つの点について徹底すれば効果があるのではないかという考えのもとで、具体的に取り組むを行うよう求めているわけです。

○嘉陽宗儀委員 一番の効果は、15年前の1995年のときにも当時の知事は、いたいけない少女を守ることができなかつたと、知事として県民に謝罪した。だからああいう県民集会を成功させるために先頭に立ってやったんですよ。今県民はそういう言葉での綱紀粛正とか教育では効き目がないから、県民の怒りの声を表明すべしということが、本当の意味で再発防止に効き目があると思うんですよ。今までアメリカの幹部の皆さん方も沖縄県民、稲嶺前知事も、このままにしていると県民の怒り、マグマが爆発するぞという発言までしておりますよね。今そういう状況ですよ。そういう県民の意思を酌み取って、県民大会も知事自身が先頭に立って成功させるために取り組むべきだったんですけど、残念ながらきのうの集会には参加しなかった。なぜですか。

○上原昭知事公室長 知事はこの間、県民大会に参加するかどうか悩んだようではありますが、1つにはやはり少女あるいは被害者の御家族の方からそっとしておいてほしいという声があったこと、それから各界各層を網羅した超党派の参加であれば参加したいということであり、そのような状況がなかったという

ことで、今回は参加しないと判断したということです。

○嘉陽宗儀委員 きのう私も大雨が降りしきる中で、多くのお年寄りの皆さん方が参加して怒りを表明していましたが、特に私が涙せずに聞いていられなかったのは、沖縄の人の嫁になったある女性が、私は米兵に強姦されたと。この間本当に苦しんできた、裁判が大変だったと。しかし同じようなひどい仕打ちが、そういう事件が起こることは絶対許せないから、あえて勇気を持ってこの大会にも参加した。子供たちにも自分の名前を言っていいかと。彼女は、中には被害者のほうにも落ち度があったのではないかという声もあるが、私は絶対悪くないと。今回の被害少女についても絶対彼女が悪いわけではない、しかも裁判を見たら、大人である私も耐えられなかったと。ましてや中学生の彼女が耐えられるわけがない。告訴をしなかったからといって、何もしないでほしいというのが叫びではないと。だから私は再発防止というのであれば、やはり県民が声を一つにして意思表示をする必要があると言って、彼女は堂々と、私は強姦されましたと言って、これまでの長い間の苦しい戦いを県民集会で表明していましたよ。それを聞いたらみんなが抗議の声を出して、同じような苦しみを、そういうレイプ事件というのは法体系の特質上被害者が告訴を取り下げたら犯罪取り調べができないということになっているけれども、犯罪そのものはあるんですよ。そして沖縄で多くの皆さん方が泣き寝入りさせられている。それを知事として受けとめて、県民を守るべき最高責任者が先頭になって、そういう痛みを十分酌み取ってやるべきと、私はそう思うのですが、きのうの集会を見て知事公室長はどう感じましたか。

○上原昭知事公室長 新聞報道によりますと6000人の方々の参加があったということでしたが、そういう意味では一定の成果があったと思っております。

○嘉陽宗儀委員 そういう答弁の仕方をするということは知事公室長は行かなかった。知事が行かないのに知事公室長が行くわけにはいかないと。なぜ行かなかったのですか。

○上原昭知事公室長 いろいろと考えて参加をしませんでした。

○嘉陽宗儀委員 考えての結果だというのであれば、それ以上は個人の思想信条がありますから言いませんが、しかし本人が告訴を取り下げたから、そっとしておいてほしいというのは裁判でああいうことになるから騒がないでほし

い、セカンドレイプの問題もあるからそっとしてほしいというのは十分理解してほしいと思うんですよ。本人たちは同じような被害者を出さないでほしいという願いであることはぜひしっかり受けとめてほしい。それから超党派でなかったということは、自民党の皆さん方が参加しないことをもって超党派の集会ではないということなのですか。

○上原昭知事公室長 各界各層を網羅したということはいろいろな団体や政党の参加、それも含めてのことです。

○嘉陽宗儀委員 そうすると教科書検定問題では、あれは各界各層、超党派ということになっていましたか。あらゆる団体が参加しましたか。

○上原昭知事公室長 県議会を初め経済界、各政党等主要な団体は網羅的に参加していたと考えております。

○嘉陽宗儀委員 それも事実認識が違うけれどもね。本題は各界各層、あらゆる団体というのは不可能ですよ。最初から参加する意思があればそんなことは言わない。しかもきのうの主催者はどういう団体が構成していましたか。

○上原昭知事公室長 主催者は実行委員会で、その主要な構成団体は社団法人沖縄県婦人連合会、沖縄県子ども会育成連絡協議会、沖縄県老人クラブ連合会、沖縄県高等学校PTA連合会、青春を語る会、沖縄県青年団協議会の6団体で構成されております。

○嘉陽宗儀委員 今知事公室長が読み上げた団体は、その構成員はいずれも超党派で、いろいろな階層、団体が参加している組織になっていると思うのですが、何か偏っているのですか。

○上原昭知事公室長 各構成団体の中にはそれぞれの団体の構成員が超党派であるかどうかについてはよくわかりませんが、偏っているかどうかについても少しわかりませんが、ある意味では県内の、特に社団法人沖縄県婦人連合会については県内全体を網羅する団体だと認識しております。

○嘉陽宗儀委員 きんのうの主催者の玉寄哲永実行委員長の発言も、これは超党派ですと。文字どおり構成団体はいろいろな人が参加している。実業家もそう

だし、いろいろ入っている。文字どおり超党派ですと強調していましたよ。それについて最高責任者である知事が、訪米もするというのにこういう県民の意見も酌み取って訪米するならわかるけれども、参加もしないし聞きもしないで、本当に県民の声がアメリカに届けられるかという批判をしていましたが、これについてはどう思いますか。

○上原昭知事公室長 県民の声を酌み取るにはいろいろな形で可能だと思います。今回の実行委員会につきましても、例えば経済団体等を含めて満遍なく網羅的な大会参加であれば知事の判断も違ったかと思いますが、県民の声については当然こういう大会あるいはその他のいろいろな要請、また県議会での議論等あらゆる場で県民の声を酌み取って、県はそれを政府や米軍等にもぶつけていくということは、今後とも変わらないということでございます。

○嘉陽宗儀委員 今後とも変わらないということになると非常に困るんですね。知事の態度は文字どおり県政の最高責任者、県民の命と暮らしを守る最高責任者という自覚はあるのですか。

○上原昭知事公室長 当然知事にはあると思います。

○嘉陽宗儀委員 いたいけない少女が強姦されて、一生涯苦しんでいく。そしてその間にも事件がたくさんある。それであれば、再発防止策といって皆さん方が先ほど出したものも再発防止にはつながらない。また繰り返されるであろう。であれば、人の後ろについて顔色をうかがって再発防止策をやるのではなく、知事がこうしなければならぬと文字どおり主体的に指導性を発揮して、この再発防止策をやるべきであって、県民集会をやるときにだれだれが行っているか顔色をうかがっている、どうもこれは野党色が強いとか、自分の支持者が多いとか、新聞記事を見るとこんな情けない態度をとっている。こういう知事では県民の命や暮らしを守る資質が疑われる。こういう県民の怒りについて、知事公室長はどう受けとめていますか。

○上原昭知事公室長 知事に対する認識については嘉陽委員の認識とは違う考えを持っております。

○嘉陽宗儀委員 私の認識はあくまで知事が県政の最高責任者であり、沖縄県民の命や暮らし、人権を守る最高責任者だという思いがあるから答弁を求めた

のです。しかしそれはそうじゃないということでしたらそれ以上は反論しませんが、知事公室長自身はどうなのですか。あなたも知事公室長という肩書きで県政を担っているのだから、知事公室長の姿勢はどうなのですか。知事と同じですか。

○上原昭知事公室長 基本的にはそうであります。

○嘉陽宗儀委員 そういう県政では、やはり県政を変える以外にない。県民の命や暮らしを守れない県政は非常にひどいと批判してこれについては終わります。次に、陳情第1号漁業の問題についてです。この補償基準というのはどうなっていますか。

○金城明律水産課長 漁業補償金の算定の方式ですが、平年時の漁業の利益から制限時における漁業の利益を差し引きまして、これの80パーセントを補償するという形になっております。

○嘉陽宗儀委員 この陳情の中に補償額が実際より低く査定されていると。要するに要求よりも補償されるべき額よりも大分低く査定されていると。差額というのは幾らなのですか。

○金城明律水産課長 陳情者は実際の補償額がどのくらい見積もられていて、具体的にどのくらい差があるのかについては把握していないと聞いております。

○嘉陽宗儀委員 わかるのだったら沖縄県漁業協同組合連合会の運営資金とかいろいろ回って個人に行かないとかいろいろ問題点があるものだから、わからないことについてはやめます。次に74ページです。この原子力潜水艦の入港状況はどうなっていますか。

○平良宗秀基地対策課長 今年に入って3月までに4件となっております。

○嘉陽宗儀委員 それぞれの船名はわかりますか。

○平良宗秀基地対策課長 船名はバッファローというものと、パサデナというのがありますが、それぞれ2回ずつ入港しております。

○嘉陽宗儀委員 この放射能調査をやっていると言いますが、具体的にどうやっているのですか。

○友利弘一環境企画統括監 原子力潜水艦が入港する際には調査班というのを編成しまして、まず文部科学省から職員が派遣されこの方を調査班長として、そのもとに中城海上保安署、県も入って調査を実施しております。

○嘉陽宗儀委員 だから具体的にどういう方法で実施しているのですか。

○友利弘一環境企画統括監 まず入港前の調査としまして、寄港前における陸上、海上における空間放射線量、海水中の放射線係数率の確認を行い、原子力潜水艦停泊予定地から海水を採取し、これは中城海上保安署でやっておりますが、ガンマ線スペクトルの検査をしております。それから入港時の調査としまして、モニタリングポストにおける空間放射線量の調査、海水中の放射線係数率の確認、原子力潜水艦を追尾しまして海上における空間放射線量率、海水中の放射線係数率の確認、それから停泊予定地からの海水の採取を行っております。寄港中の調査としましては、陸上、海上における空間放射線量率、海水中の放射線係数率の確認、出港時においては艦首、艦央、艦尾から海水を採取しましてガンマスペクトロメトリの検査をいたします。それから出航60分後にモニタリングポストにおいて空間放射線量率と海水中の放射線係数率の確認をしております。それと原子力潜水艦を追尾しまして、海上における空間放射線量率、海水中の放射線係数率の確認、これは海上保安署でやっております。それから出航後翌日も調査を行っておりますが、艦首、艦央、艦尾及び停泊地付近の海底土を採取して放射線の検査をしております。

○嘉陽宗儀委員 海水の取水は何カ所からやっているか、何名の人員でやっているかすぐわかりますか。

○親川盛一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から原子力潜水艦の入港回数の訂正の申し入れがあり、先ほどの4件は1月のみの分で、3月までは14件になるとの説明あり。)

○親川盛一委員長 再開いたします。

○友利弘一環境企画統括監 まず調査人員ですが、科学技術省から2名の職員、県から1名、それから海上保安署が調査船を持っておりまして、船の出動という監視体制になっておりまして、それとサンプリングのポイントですが、モニタリングポストが4カ所、海岸棧橋1号で空間と海水、それから海岸棧橋2号で空間と海水、それから公民館の空間、対策本部の空間という調査ポイントになっております。

○嘉陽宗儀委員 なぜこの質疑をしたかというのと、地元の皆さん方から、県は放射能調査をしていると言っているが、本当に影響のあるところからやっていないのではないかという声があって、では聞いてみようということでやっておりますので、後で皆さん方がどの場所から、人員がどれだけで、何時間調査したかというのを資料で提供してください。この3月までに14件というのは、本来異常事態だと思うんですよ。本来は非核三原則で、そういう原子力潜水艦寄港は普通認めるべきではない。しかしこれでは恒常化ではないですか。しかも前に私どもの仲間が、県が問題ないという放射能汚染の問題について独自に調べたら、やはり汚染があるということで問題になったことがありましたが、今でも十分調査されているかどうか疑問があるのです。これについては知事公室長、陳情の趣旨も寄港に反対するということですから、これについては反対すべきではないですか。

○上原昭知事公室長 寄港については日米安全保障条約の問題でありまして、寄港が認められてございますので、県としては安全性の確保や地元あるいは市町村等に説明を十分にやっていただきたいという考えであります。

○嘉陽宗儀委員 知事公室長は我が国の国是は非核三原則というのは承知してありますか。

○上原昭知事公室長 はい、承知しております。

○嘉陽宗儀委員 そういうことであれば、非核三原則から言えば非常にはっきりしているのですが、放射能を調べるということは核が搭載され使用されているということで影響があるという認識は全くないのですか。

○上原昭知事公室長 非核三原則は核兵器についてのことだと認識しております。

○嘉陽宗儀委員 知事公室長の答弁を聞いて議論しても、僕から言えば大した知事公室長ですよ。ゆったりゆったりして、まともに答弁しない。本当に県民の痛み、苦しみを理解しているのか疑われるような態度をとられているので、これ以上知事公室長に質疑を繰り返しても納得できるような答弁はないので、私はもう終わります。

○親川盛一委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情第17号についてお尋ねします。先ほども嘉陽委員から質疑がありましたが、これまでの綱紀粛正というのは効果がなかったということは知事公室長も認めているわけですよ。さらにこれを強化していきたいということで、米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームで7項目について提案していますが、その7項目についていま一度お尋ねしたいと思います。

○上原昭知事公室長 県がまとめた米軍人等の犯罪防止対策に関する考え方がありますが、1つには米軍人等に対する研修教育プログラムの見直し、2番目に米軍人等の生活規律の強化、3番目に基地外に居住する米軍人等の対策、4として防犯施設の充実、強化、5として警察の取り組みの強化、6として学校における取り組みの強化、7に日米地位協定の見直しとなっております。

○渡嘉敷喜代子委員 今挙げたもので本当に実効性があるのかどうか、そのあたりを知事公室長にお尋ねしたいのですが、このことは少女暴行事件があった後強化されていますよね。ところがその後に住居侵入やタクシー強盗致傷事件等がどんどん起こっているわけですね。今挙げたような綱紀粛正が本当に可能なのかどうか、今後こういうことが二度と起こらないと保証できるのか、そのあたりお尋ねします。

○上原昭知事公室長 あらゆる事件、事故というのはいないにこしたことがないわけで、米軍人等についてもあらゆる事件、事故が起こされるべきでないというのが県の立場であります。今回具体的にこういうことについても徹底してや

ってくれという提案もやっているわけですし、そういう努力を米軍サイドではきちんとやっていただきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 やっていただきたいという願望でしかないように聞こえて仕方がないんですね。外出禁止したときにゲートを通らずにフェンスを跳び越えて器物損壊をしていますよね。そのことについて、少女暴行事件が起きたときにフェンスのネズミ返しと言うんでしょうか、それを逆にやるべきでしょうと。私たち県民はフェンスの中に入りませんよ。むしろ夜間禁止とかそういう禁止令が出たときに、米軍側が出てくるであろうということを私たち何名かの話で出ました。夜間禁止令が出た矢先に、フェンスを跳び越えてそういう事件を起こしているわけです。全く綱紀肅正というのにも効果がないと思えて仕方がないんです。そしてきのうの県民大会で被害者の女性が、多くの皆さんが泣いていまして、私も涙なくしてはあの報告は聞けなかったわけです。ああいう大衆の面前で自分が強姦されたと事実を述べていく、その勇気と大変な心の葛藤をしながらそういう場所に立ったであろうという思いを見たときに、私でもうそれは終わらせてほしいと言っていました。ところがどうですか。その後も起こっているわけでしょう。成人女性が強姦されましたよね。綱紀肅正はもう効果がないというのが県民の多くの意見だと思います。そこでお尋ねしたいのですが、少女が取り下げなければいけないところまで少女を追いやったその責任も、私たち大人にあると思うんですよ。そのためにもこういうことが二度と起こってはいけないという思いで、この県民大会に知事が率先してみずから旗を振って参加してほしい。これが多くの県民の意見なんです。でも参加しなかったわけですから、こういう県民の後押しなくして日米地位協定の抜本的な改定等につけて、9月には訪米するということですが、ではこれまでの皆さんの処理概要の中で、7項目の中に日米地位協定の抜本的な改定も挙げております。そしてこれまでの動きの中でこういうこともやりました、全国的な動きにもなりましたと言っておりますが、何を指して全国的な動きになってきたのか。これまでもやってきましたよね。全国知事会で意見書の採択もされ、33都道府県の議会においても意見書が採択されたと、これはこれまでの流れであって、では今回、これから本当に日米地位協定の抜本的な改定へ県がどういう動きをしていくのか、本当にこれまで全国的な流れになっていたのか、そのあたりお尋ねしたいと思います。

○上原昭知事公室長 この間大田元知事、稲嶺前知事が日米地位協定についてはずっと渉外関係主要都道府県知事連絡協議会等と一緒に、あるいは独自の要請

も含めて日米両政府に要求をしたわけですが、なかなか実現しないというのが現状であります。県の歴代知事の努力もありまして、各地で決議がやられるなど一定の流れができてきたのではないかなと認識しております。仲井眞知事も1年経過いたしました。日米地位協定の問題にも今後とも力を入れていきたいという思いを打ち出しておりますので、どういう形で日米地位協定の改定に向けて取り組んでいくのか、取り組むべきかについては、これは何も沖縄県だけの話ではなくて、全国知事会とも連携しながら、そしてあらゆる国会においても、各国会議員の党派の皆さんにも支援をいただきながら取り組む必要があるということで、その辺は今後検討していきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 今回の事件で、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を初め私たち県議会の代表も含めて日本政府、在日米軍に対して要請行動をしました。そして日本政府はこの日米地位協定の抜本的改定に向けて、どういう感触を受けていますか。

○上原昭知事公室長 外務大臣は日米地位協定の運用改善で取り組む旨の発言をしております。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほど知事公室長は、これは沖縄県だけの問題ではないから、全国的な動きでやるべきだと。それはもちろんそうです。ですが基地の75パーセントは沖縄県にある以上、こういう事件が本当に多発しているんですね。114件も暴行事件があったと資料にもあります。沖縄にこういう事件、事故が集中しているわけですから、沖縄がどんな形で求めていくのかが問われていると思うんですね。先ほど知事公室長もおっしゃったように、運用の改善でやっていきたいというのが日本政府の思いですよ。そんな中で粘り強く要請していくと言うのですが、では具体的にどうしていくのか県としても真剣に取り組んでいかないといけないと思うんですね。もう一度お聞かせください。

○上原昭知事公室長 先ほども申し上げましたが、全国的な問題だと思いますので、沖縄県が先頭に立って知事を先頭に日米地位協定の見直しに向けて、どのような形で取り組んでいくかも含めて、検討していきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 まだどのような形でやるかというのも出ていないわけですか。これから検討していくのですか。

○上原昭知事公室長 毎年のように、あらゆる機会を通じて渉外関係主要都道県知事連絡協議会、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会、あるいは渉外関係主要都道県知事連絡協議会での緊急要請ということで、外務大臣、防衛大臣にもやっております。そういう活動を踏まえて、ほかにどのような取り組みができるか、従来以上の取り組みをやる場合にはどうやればいいのかも含めて検討したいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 知事公室長、先ほどから聞いていますと、今回の県民大会も主催者がだれなのか、本当に関心がないように見えて仕方がないんですね。県民の総意の後押しを受けて、日米地位協定の抜本的な改正も進めていこうという、積極的な動きが本当に大切だったんですよ。今おっしゃるようなことはこれまでもずっと同じ答弁をしてきました。それでは効果がないので、本当にどうしていけばいいのかということをもっと真剣に考えていただきたいと思います。次に進みたいと思います。陳情第27号についてお尋ねします。処理概要の中で、中ほどの方に、環境の新たな改変を可能な限り回避・低減させるよう求めてまいりますと書いてありますが、その環境の新たな改変とはどういうことなのか説明してください。

○友利弘一環境企画統括監 環境の新たな改変とは土工事とかそういうものは、可能な限り環境への影響を回避・低減してもらいたいという趣旨でございまして、例えば作業ヤードにつきましても、環境影響評価方法書にありますとおり、名護市辺野古漁港近くだとか、それから大浦湾の奥の方、そういう地区の改変につきましても、可能な限り環境への影響が小さい方向で検討してもらいたいという趣旨であります。

○渡嘉敷喜代子委員 可能な限りと、このような抽象的なことでは本当に環境が守られるのかなという思いがしてならないんですね。この作業ヤードにしても、海上ヤードにしても、沖縄県環境影響評価審査会から何度も資料の提供を要求して出てきたものであるわけですね。そのことについて県は、環境の新たな改変が出たから可能な限り回避してほしいということではなくて、もっと環境が守られるのかどうかという視点に立ってやっていただきたいと思うのですが、もう一度お尋ねします。

○友利弘一環境企画統括監 これにつきましては追加修正資料の意見の中でも述べておりますが、作業ヤード、海上ヤードしゅんせつ区域及び埋立土砂発生

区域の事業については、自然環境及び生活環境が良好な地域で行われ、環境影響が大きく、不可逆性が高い事業であることを考慮し、その位置、面積、構造、形状等に係る試算値、その検討経緯や環境影響評価の比較、検討結果を明らかにした上で、最も環境への影響が回避、低減される案を選定することという強い意見を述べております。

○渡嘉敷喜代子委員 県がそういう意見書を出した中で本当に守られるという思いはありますか。

○友利弘一環境企画統括監 知事意見等でありますので、事業者におきましては住民意見、知事意見を踏まえて、当然その事業内容あるいは調査の項目、手法等を選定していくということでありますので、真摯に受けとめて適切に対応していただくものと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 現況調査については中止するよという事で意見書を出しましたね。それは守られていますか。

○友利弘一環境企画統括監 現況調査については公共用財産使用協議の承認以外のものもございまして、サンゴのライン調査、海藻藻場のマンタ法の調査、ジュゴンの調査等があったものですから、それにつきましては中止するように申し入れて、事業者においてはそれを認めたと理解しております。

○渡嘉敷喜代子委員 さっきの現況調査の中で杭とかやっていますよね。それは全部撤去したわけですか。

○友利弘一環境企画統括監 確認しましたところ撤去しております。

○渡嘉敷喜代子委員 ジュゴンの調査については、複数年時間をかけて調査してほしいという知事の意見書がありましたが、この件についても事業者として守っていくという約束はできましたか。

○友利弘一環境企画統括監 ジュゴンにつきましては処理方針にも書いてありますとおり、その生態等がまだ十分にわからないということでありまして、複数年の調査を知事意見で求めたところでございます。その知事意見に対して事業者である沖縄防衛局は、複数年の調査については調査の実施状況を踏まえ、

検討するということが記載されておまして、1年間の調査を実施した上でやりますということですが、複数年の調査を求めていますので、事業者においては真摯に対応していただくものと理解しております。

○渡嘉敷喜代子委員 複数年調査するよう知事意見書を出したけれども、事業者側からは1年間やるということを書いてきました。そうであれば1年しかやらないかもしれない。県としてこのことについて、今後それでいいということですか。

○友利弘一環境企画統括監 いいというものではなくて先ほども言いましたとおり、処理方針にも書いてありますが、生態もまだ十分でないこともあり、複数年の調査を求めています。これから事業者が調査に入るわけですが、その結果を踏まえて、その結果につきましては環境影響評価準備書の段階で出てまいります。どういう調査、予測をし、どう評価したのか、その調査結果に基づく予測が十分であるのかどうか、十分に審査していきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 事業者としては1年間調査をすると、その結果によって県としてもさらに調査を続けてほしいと意見を出すことはできるわけですね。

○友利弘一環境企画統括監 現在事業者においては環境影響評価方法書の内容について選定をしたと認識しておまして、環境影響評価調査に実際に入ります。それを踏まえて調査結果をまとめたものが環境影響評価準備書として出てまいります。環境影響評価準備書の中には、知事意見に対してどのような対応をしたのか、事業者の見解も示されてきますし、具体的な調査内容、調査を踏まえた予測、評価が出てまいりますので、その内容が十分なものであるのかどうか審査し、さらにそれが適切でない、まだまだこういう予測もするべきではないかという場合については、さらに環境影響評価準備書の知事意見として出すという手続になってまいります。

○渡嘉敷喜代子委員 84ページの処理概要の中で、海砂は事業主体が別の砂利採取業者が採取したものを購入するということが、普天間飛行場代替施設建設事業とは別事業であるというように書いてありますが、よくわかりません。説明してください。

○友利弘一環境企画統括監 まず沖縄県環境影響評価条例では土砂の採取区域

の面積が10ヘクタールを超えるものにつきましては、土砂及び砂利の採取事業として指定されておりますが、条例第2条第2項において、条例対象事業には法対象事業を除くことが規定されているということで、埋立土砂発生区域において、土砂発生、採取につきましては法対象事業であると。要は埋め立て事業の関連事業として、1つの事業として位置づけされているということでありますので、法の中の事業という位置づけで条例ではないという位置づけであります。

○渡嘉敷喜代子委員 理屈では確かにそうなるかもしれませんが。でも普天間飛行場の代替施設建設工事のためにこの海砂を採るわけですから、どこの海から採るのか、そのあたりの環境の問題も出てくると思うんですよね。それは全く別事業として環境影響評価も行いませんではいいのかどうか。お伺いします。

○友利弘一環境企画統括監 海砂の採取について申し上げますと、海砂の採取の別の法律の許可事業でありまして、採取事業実施者は、当然事業実施において環境に配慮する責任があると考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 この環境に配慮して実施するであろうというのは、どこが監視しますか。採取するときに環境に影響を及ぼすであろうということは予想されるわけですよね。それをだれがどのように監視できるのですか。

○友利弘一環境企画統括監 先ほども申し上げましたとおり、業の許可をする所管課が指導を行うということになります。

○親川盛一委員長 休憩いたします。

午後12時5分 休憩

午後1時27分 再開

○親川盛一委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 新規の陳情第17号と第23号ですが、午前中にも質疑があった

のですが、とりわけ第17号は社団法人沖縄県婦人連合会から出たものですが、第2項に沖縄県民の人権を守るため、米兵の教育を徹底するというので、これはこれまで少女暴行事件に対する陳情採択の審議のときもそうですが、本当に米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを含めて論議しても、なかなか守らせきれない。幾ら綱紀肅正するとか反省しますとか言っても、守られていない結果が今日の状況だということ、だからそういう意味で、陳情の中で人権を守るために米兵の教育もあるのだが、ちょうど県民大会の3月23日の地元の新聞でも報じられたのですが、米軍なりあるいは日米両政府に決意を持って、実効性があるかどうかは別にしてもたがを締めてやりますということを迫っていく状況の中で、逆に被害者の少女に落ち度があったのではないとか、県側の対応、あるいは与党の皆さんに対するいろいろな文書が報じられています。先ほど私は知事公室長にも文書を上げたのですが、加害者に再発防止に向けていろいろなことを求めていこうというときに、こういう状態があることをある意味私はゆゆしき問題だと見ています。被害者の側にも問題があるのではないかという指摘の仕方についてどう思いますか、知事公室長。

○上原昭知事公室長 このような事件については、いかなることがあっても被害者に落ち度があるということはあってはならないことであり、未成年であったことを考えますと、加害者がいかなる理由があっても加害者側に問題があるわけで、このような形で外に向けて発言しているということは決して好ましいことではないと考えております。

○喜納昌春委員 ちょうど地元紙にもあったのですが、具体的には、産経新聞や世界日報に折り込みで問題の文書が配布されていますよ。この文書については平成20年3月12日付ですが、国旗国歌推進県民会議三欣会というのがあります。その会長歴史評論家の恵忠久さんが出しています。これについては保守系県議会議員、市議会議員諸公に訴えるという格好で出されています。この文書は1、2、3まであるのですが、読んでどう思いましたか、知事公室長。

○上原昭知事公室長 先ほども申し上げましたが、この1番の被害者の方から声をかけた。それから名前が実名か仮名かよくわからないということのようですが、いぜれにせよ名前が出ているということは決して許されることではないと考えております。

○喜納昌春委員 我々も実名かどうかわからないけれど、実際そうなのかと疑われるような名前を入れての文書ですよ。それから2番目は県民大会はむしろすべきではないと。3番目は知事の対応もあるのですが、言ってみればまさに自民党、公明党の県議会議員や市議会議員へ参加するなという呼びかけだと、いずれにしても私はそれを乗り越えながら、良識をもって参加し討論してくれた政治家の皆さんには敬意を表したいと思うんですが、少なくとも知事公室長、今通り一遍の答弁をされるのだが、告訴も取り下げたのだからそっとしておこうやという認識の仕方、事件としては告訴を取り下げようが何をしようが、起こったわけで、しかも午前中の委員会でもあったのですが、2002年の暴行事件の被害者が深刻に訴えて、彼女は自分が最後の被害者であってほしかったという悔やみの中で、しかも自分は大人だから告訴して、セカンドレイプにもさらされながらやってきた。ところが中学生といういたいけない少女が耐えられないだろうと言っていましたよ。告訴も取り下げたんだからそっとしておこうやという思いそのものが、逆にこういった被害者のほうにもという、とんでもない認識の仕方が出てきたという思いがするんですよ。このことについては、私は両新聞社でいろいろ反応があったんだが、調べて、こんなものを折り込むような、いくら資本主義社会で自由だからといっても許されるかどうか。どう思いますか。私は両新聞社を調べながら、こんなことに協力するのか、こんなことをやっていいのかということも含めて、調査の上で何らかのことを県はやるべきだと思うんですが、どうですか。

○上原昭知事公室長 新聞報道によりますと、販売店が十分認識しない中で販売店が判断して配布されたということであります。週刊誌等でも少女にも落ち度があるというようなのも出ておりましたが、その辺について非常に遺憾であるとは思いますが、こういうことがあってはならないことでありますので、販売店においても配布するときは気をつけてやるべきではないかと思えます。

○喜納昌春委員 あのね、知事公室長。陳情第23号に4つあるのだが、1項目で被害者及び家族への謝罪及び誠意を持って完全な補償を行うこととあるのだが、まさに事件、事故直後のそのものに対する謝罪もあるのだが、こういった格好で週刊誌を含めて、あるいは一任意団体がこれをやって、しかも公的な新聞社がこんなことに加担するようなことについての謝罪の仕方は、恐らく本人たちが求めにくいと思うんだ。逆に日米両政府に責任を問うべき県の方が、こういったことに対して許せないという態度、本人たちに謝罪すべしというのも含めて、何らかのけじめを私は求めるべきだと思うんですが、どうですか。単

なる販売店がどうのこうののたぐいじゃないと思う。新聞社もかなり波紋の大きさを感じていると思うのだが、少なくとも県としてだ。今から日米両政府に米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームの問題も含めてたがを締めていこうかというときに、こんな許せない文書が出て、保守革新なく政治家の良識があればこんな文書を受けて行動をとめましょう、そうだと行ってサインする人はいないと思うんだけど、こんな行動に対して県は調査もしっかりした上で、どこの販売店で何枚配られたかも含めて確認し、産経新聞社と世界日報には何らかのアクションを県としてやるべきだと思うのだが、どうですか。

○上原昭知事公室長 新聞報道だけを見ますと、事実関係は販売店が配布したというふうな形になっております。両新聞社に責任があるかどうかよくわかりませんが、今の指摘を受けてどういう対応が可能か検討はしたいと思います。

○喜納昌春委員 これは恐らく3月23日の段階でもかなり波紋の大きさを受け取っているみたいですよ。ただこれはどの販売店で何枚行ったかを含めて、しっかりやっておかないと告訴を取り下げざるを得ない、しかも何度も言うように本当に実効性があるかどうかの物を求めないといけないんだよ。日米地位協定の問題も含めて、事件、事故に関して知事は訪米までしてやるかという立場なんだよ。私は小さい問題として看過するのではなく、本人たちは言いにくいでしょうから、責任ある県として、どこでどうなったのかということも含めて調べ、新聞社にこんなことは二度とあってはいかんというような、ぜひしっかりした調査の上で、県としての対処をするということをもう一度答弁できませんか。

○上原昭知事公室長 先ほども申し上げましたように、販売店の対応ですので販売店に対して県として抗議できるかどうか。内容について問題がある、実名か仮名かわかりませんが、いずれにせよ実名と疑わせるような文書を配布したということの、そこに誤解を生む可能性があるという意味では、非常に遺憾であると思うわけですが、配布した物を何部どうのこうのを県として調査してということはいかがなものかと。

○喜納昌春委員 いずれにしても産経新聞社と世界日報の両社には、こういった文書が皆さん方の公的新聞の折り込みで配られたことに対してはどうなんだと、私は県としてしっかり把握して、今後二度とないように申し入れというか、

それをやるべきだと思うんです。これについてはしっかり検討してもらえませんか。

○上原昭知事公室長 どういう形で県として対応していくかどうかも含めて、検討したいと思います。

○親川盛一委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 78ページの陳情第13号について伺いたいと思います。防音工事にかかわることなのですが、処理概要に沖縄防衛局の調査についての報告がなされているのですが、この防音工事地域の騒音に伴う見直しについて、全国的にはどういう状況にありますか。

○平良宗秀基地対策課長 全国そのものなのか手元にございませんですが、厚木飛行場周辺では関係自治体の意見聴取等の手続を終えて、平成18年1月17日に第一種区域の告示がされたということです。

○金城勉委員 これはどう見直しされたのですか。

○平良宗秀基地対策課長 対象区域の面積が約7700ヘクタールから1万500ヘクタールに増加したと。増減があった結果として増加したということです。そして対象世帯は約14万7000世帯から約24万4000世帯に増加するようであります。

○金城勉委員 この数字の変化は、見直しの中身、騒音の数値の取り扱いが変わったのか、何が変わったのですか。

○平良宗秀基地対策課長 厚木飛行場の南北に騒音の影響範囲が拡大したということですが、滑走路で飛行機が離着陸する方向だと思いますが、南北に騒音の影響範囲が拡大し、西側の騒音の影響範囲が縮小していると。東側の騒音の影響範囲はおおむね現状のままということのようです。

○金城勉委員 要するに騒音の行き先の違いということのみの変化なのか、あるいは例えば従来何10デシベル以上を防音工事エリアに指定していたものが、

その数値が下がってエリアが拡大したのか、その辺の説明をお願いします。

○平良宗秀基地対策課長 地元の神奈川県の方からは、対象区域を75デシベルから70デシベルに拡大するようにとの要請があったようですが、それに対して政府の方は、課題ではあるが現に高い騒音の影響を受けている75デシベル以上の区域に対する施策を当面優先するということのように、その数値は75デシベルのままということになります。

○金城勉委員 75デシベル以上という数値は変化がなく、騒音測定をやった中でその結果に基づいて、騒音の及ぶ範囲が変わったという理解でいいのですか。

○平良宗秀基地対策課長 うるささ指数で75ということで、この南北で増加はしておりますが、先ほどお話ししましたように、影響が減少している部分があるということで、結果として全体としては増加ということのようです。

○金城勉委員 この数字は14万世帯から24万世帯、10万世帯も増加しているというのはかなりのエリアの見直しがあったと考えられるわけですね。数値は、しかし75デシベル以上というのは変わっていないということは、その変化の要因というのは何ですか。

○平良宗秀基地対策課長 当時の東京防衛施設局のホームページによりますと、騒音度調査はその当時のものは昭和60年度のものであったということで、そして平成15年度、平成16年度に調査をやった結果、騒音の影響度が高いジェット戦闘機の離発着回数の増加ということで、南北方向の騒音区域が拡大したということのようで、飛行場西側の騒音区域は縮小したということのようです。

○金城勉委員 考えられるのは、飛行機の種類が変わって、騒音の発生の仕方が変わったのか、機種が変わって騒音の及ぶ範囲が変わったのかと推測するのですが、どうですか。

○平良宗秀基地対策課長 先ほどの部分で、騒音の影響度が高いジェット戦闘機の離発着回数の増加というのが、騒音区域の拡大の要因だというような説明がありました。

○金城勉委員 多分そう想像されるんですね。それで、県内の場合には嘉手納

飛行場、普天間飛行場とあり、特に嘉手納飛行場については調査がまだ終わっていないということのようですが、厚木飛行場あたりと比べても頻度は高いと見ていて、訓練の頻度からすれば、沖縄も大幅な見直し予想されるのか、この辺の中間的な情報等はとっていませんか。

○平良宗秀基地対策課長 調査を続けていて、その中間的にこうだという説明はまだありません。

○金城勉委員 沖縄での調査のめどはいつごろに終わって、その見直しについての検討がなされるのでしょうか。

○平良宗秀基地対策課長 一部訓練移転の状況、あるいは以前には北側滑走路が工事中であったこととかで、調査は嘉手納飛行場の使用状況を見ていくということで、調査を続けていくということで、いつまでにとすることは今のところ連絡はありません。

○金城勉委員 その辺のところを速やかに、県としても調査を促して、早い時期に状況を確定させて、具体的にエリアの見直しがどうなのかということを中心に要請をしていただきたいんですね。厚木飛行場の場合、極端に変わっていますよね。やがて倍近い数字が変わっているわけですから、恐らく沖縄においても大きな変化があると思います。そういうものが長引けば長引くほど、地域住民に対する負担は放置されていることになるわけですから、その辺のところは早目に調査をさせて、具体的にどういう見直しがあるのか、それは県としてもしっかりした対応をしてもらわないといけないと思います。あと関連で、文化環境部のほうは騒音測定の実態を調査しているわけでしょう。県独自の調査の実態と、沖縄防衛局が調査したものとを照合して、ちゃんと整合性がとれた数値なのか、その辺の検討も必要だと思うのですが、こういう考えも持っていますか。

○友利弘一環境企画統括監 県においては、嘉手納飛行場周辺で16局、平成18年度は1基故障中で15局で測定している状況でございます。一方沖縄防衛局におきましても、嘉手納飛行場周辺の14地点で測定をしている状況で、その評価なのですが、県においては環境基本法に基づく環境省告示の航空機騒音に係る環境基準に基づき環境騒音の測定を行ってW E C P N Lを算出しています。また沖縄防衛局においても一般的な監視は環境省告示に基づいてなさ

れています。環境基準につきましては沖縄防衛局のホームページに公表されておりますので、私どもの測定結果を照合しております。

○**金城勉委員** そういうことを踏まえて、沖縄防衛局とのよりスピーディーな協議、そして具体的な調査結果を早目に求めて、見直しをさせるという、この辺についての姿勢はどうですか。

○**上原昭知事公室長** 本来なら平成18年度末終了予定でやってきたものでありますので、1日も早く調査が終了するように沖縄防衛局に申し入れていきたいと考えております。

○**親川盛一委員長** ほかに質疑はありませんか。
新川秀清委員。

○**新川秀清委員** まずけさからずっと出ております暴行事件の件なのですが、1995年の事件のときと相当変わってきたところが出てきたなという思いがあるんですね。1つは、新聞の折り込みまでしてこの事件について、少女の方に落ち度があったのではないかということで、大変なことが出てきたと思いますし、この文書は私も見せてもらっているのですが、これを見ますと県民大会にまで言及して、参加すべきじゃないとかいうことを言っているんですね。いろいろな事件、事故が繰り返される中で、こういう団体が県民の間から出てくるといふこと自体、果たしてこの事件、事故をなくす私たち県民の思いというものをそぐことにはなっても、決してプラスになるものではないという思いがあります。これについては、当時の13年前の事件と比べれば、明らかに県民の意思を分断するような動きが出てきたのではないかという思いがしてなりません。先ほど他の委員の方からもありましたが、きのうの大会に知事が先頭に立っていただけなかった、我々県議会も一体となって対応できなかったことが非常に残念でしょうがないのですが、ぜひ県はやはり知事が先頭に立つべきですよ。県民の命、人権を守る、当然のことだと思ふんです。ぜひこれからしっかり取り組んでほしいということを要望しておきたいと思ふます。それで、先ほど金城委員からありました騒音測定について、二、三お伺いしたいと思ふます。この陳情が出てきた背景には、今の調査の結果、測定された結果が狭まってくるのではないかという懸念があるんですよ。先ほどの御答弁では、厚木飛行場において拡大しているということがありましたが、この陳情は違うんじゃないかと、大変心配をしているわけですよ。そういうことに対して知事公室のほうは、

防音工事の助成制度の拡大等も含めて要請しているということ処理概要で言っているわけですが、これともう一つは、今調査は進んでおりますが、現状は、県はいろいろ測定もやっている、現実問題として道筋1つ隔てて、差し向かいの家が全然違うという結果が出されているんです。これもどうしても市民の側から、筋向かいの家で全然違うということが現実にあるものですから、このあたりも含めて、騒音測定も当然調査しなくてはいけないけれども、このような現実には矛盾があるということについては、皆さん方は把握しておられますか。

○友利弘一環境企画統括監 嘉手納飛行場周辺には14局の測定局が置かれていて、普天間飛行場においては9局置かれて、沖縄防衛局のほうに問い合わせ、置いている機器の設置の地点での測定結果ということしか出ないのが現状であるということです。

○新川秀清委員 私は嘉手納飛行場のあたりですけどね、なぜ75デシベルとそうでないのではこんなに違ってくるかということで、どうしても理解できないような地域が出てきているのです。市道1つ挟んで全く違う結果がありますからね。ですから今回のような陳情に出されている懸念というのは、こういう形で対象区域を狭めることで、これは住民生活に影響が出てくることなんです。測定も大切なんですが、現状における実態を把握する必要があるのではないかと。その上で国に対しても改善を求めていくということ、県は努力すべきではないかと思っています。調査の結果はおくれていますが、これが告示をされてからでは後手ですよ。今後このあたりをきちっと整理してくということ、は考えていませんか。

○友利弘一環境企画統括監 質疑に対する御答弁にならないかもしれませんが、沖縄防衛局のほうに聞きますと、一般的な測定につきましては環境省基準方式でやっているけれども、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づきまして、住宅の防音工事の助成等の区域を設定するための評価方法といたしましては、先ほど言いました環境省告示の評価方法に加えて、航空機の型式や飛行回数に関し、年間を通じての標準的な条件を設定し、これを補正を行って算出するものということで、では補正とは何かということで例が出されてまして飛行機の型式の補正としまして、ジェット機の着陸音の場合、測定の数デシベル加算するという方法がとられているということでございます。

○新川秀清委員 先ほど厚木飛行場は拡大して対象者はふえたということだし

たが、その中で現実に測定の結果に基づいて線引きをされた。そこで従来入っていた区域が外されたというのも出てきているんです。全体としては拡大ということになっているかもしれないけど、ではどう今までの騒音が軽減されたのかということについては、地元の住民として全く理解できない。現実にそういう区域が出てきているのです。厚木飛行場に行って、現地説明を聞きました。今回のものについても、先ほど現実にあるような状況と、今後測定をしていって出てくる懸念があるのです。現に厚木飛行場でも出ています。そういうことで、まだそこまで考えていなければ、沖縄防衛局とも調整をしながら、拡大、拡充を求めていくというのなら、そういう矛盾についてもしっかり把握していかないと、なかなかうまくいかないと思いますよ。県は厚木飛行場の実態調査をされていますか。状況を把握されていますか。

○平良宗秀基地対策課長 先ほどの資料あるいは沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会で所在市町村も一緒に厚木飛行場に視察に行き、神奈川県や厚木市から話を聞いております。

○新川秀清委員 最後に要望も含めて申し上げますが、これは皆さん方がされたということですが、私も現地に行って聞いてきました。説明も受けてきましたよ。その結果今申し上げていることが起こっておりますから、これについてはもう少し踏み込んで厚木飛行場の状況、そして先ほど申し上げた沖縄の状況もありますから、これを把握して対応していただきますようお願いして終わります。

○親川盛一委員長 ほかに質疑はありませんか。
小渡亨委員。

○小渡亨委員 数点質疑します。59ページの陳情平成19年第46号です。キャンプ・シュワブ内の埋蔵文化遺跡があるという話でこの陳情が出ていますが、今もう沖縄防衛局の環境現況調査も始まっておりますが、実際どうなっているのですか。名護市教育委員会は調査されたのですか。

○千木良芳範文化課長 名護市教育委員会のほうで、まずはその地域に文化財があるかないかということ把握するための調査を本年度から始めております。

○小渡亨委員 あるかどうかはまだわからないのですか。

○千木良芳範文化課長 あるというのはわかってきております。

○小渡亨委員 次に72ページです。県が設置しているパヤオが数々あるのですが、それが提供水域内に設置されているものとそうでないものがあると思いますが、提供水域内に設置されているものはどれくらいありますか。

○金城明律水産課長 パヤオにつきましては、提供水域内には設置されておりません。

○小渡亨委員 マグロ等回遊性の魚類がパヤオ以外で釣れますか。

○金城明律水産課長 マグロはえ縄漁業がございまして、パヤオ以外の地域でやっております。

○小渡亨委員 この提供水域で米軍等が訓練する場合に、訓練しますよと漁業協同組合に流すと思うのですが、そうした場合マグロはえ縄漁業はできないのですか。

○金城明律水産課長 基本的には、提供水域内で制限されているわけですので、そういう漁業はできないわけですが、先ほども言いましたように数十キロメートル漁具を流すので、中には潮の流れによって漁具が一部提供水域に流れ込むことはあります。

○小渡亨委員 提供水域内では漁はできないのですか。

○金城明律水産課長 制限の条件を付して、訓練の時間中は操業できないとなっております。

○小渡亨委員 私は元海上自衛隊で、提供水域を使って訓練したことがあるのです。漁船は走っていますよ。漁業ができないというのは本当ですか。

○金城明律水産課長 訓練水域におきまして制限の内容が異なっておりまして、全く操業できない水域と漁業形態によっては制限状況が緩和される水域も

ございます。

○小渡亨委員　ちなみに漁業ができる場合とできない場合がありますが、その割合ですね、私はほとんど漁業はできると思うんですよ。できないというのはごく一部だと思うんですよ。その辺の面積や割合はわかりますか。

○金城明律水産課長　訓練水域は29カ所、2万5000平方キロメートルで、それぞれについて細かい制限内容がございまして、細かいデータを今持っていませんのでお知らせできません。

○小渡亨委員　ではここで言っている漁業見舞金や漁業損失補償金の算定方法の見直しとか、県は算定はどうやってやるのですか。要請するにはある程度わからないといけないでしょう。

○金城明律水産課長　漁業損失補償金の申請方法ですが、漁業協同組合から県経由で沖縄防衛局に申請いたします。沖縄防衛局が損失の実態調査をいたしまして、損失額を確定して、県を通じて漁業協同組合に通知するシステムとなっております。損失額の具体的な方法につきましては、沖縄防衛局で作業しておりますので、沖縄防衛局に具体的に細かい算定の方法等を問い合わせした上で、漁業の実態を反映しているかどうかを検討しつつ、取り組んでいきたいと思っております。

○小渡亨委員　処理概要の下から3行目に、算定方法の見直しなどについて、国に対して要請したと。要請するためにはある程度数字的な根拠が必要だと思うんですよ。それを聞いているわけです。

○金城明律水産課長　現在のところ、沖縄防衛局が細かい数字、これは申請者の数が600名ほどおりますので、個々についての細かい算定方法等を示しておりませんので、県としましても具体的に額を示して、沖縄防衛局に要請をしたということではございません。

○小渡亨委員　国に対して要請したことがあるというのはどういう意味ですか。

○金城明律水産課長　1点目の要請内容ですが、漁業見舞金というのがござい

まして、これは法律に基づく補償ではなくて、行政措置としてやられている部分でございますので、これをちゃんと法律に基づく損失補償という形にしたいというのが趣旨でございます。2点目の漁業損失補償金の算定方法の見直しという点ですが、漁業損失補償金は平年時の漁業所得から、制限を受けたために減った損害額の8割を補償するという形になっておりまして、その所得に対する補償でございますので、漁業経費が膨らんだ場合に所得は減る。現在原油が高騰して、例えば制限水域があるためにそこを迂回して漁場へ向かわなければならないとか、そういう状況がある中で、当然経費は膨らむので所得は減る。膨らむ経費について見ていただいているというのもありますので、そういうことも含めて、算定方法の見直しをお願いしたいということでありませぬ。

○小渡亨委員 参考までに、1漁民当たり年間どれくらいの補償額ですか。

○金城明律水産課長 漁業者によってそれぞれ損失額が異なりますので、少ない人で数万円、多い人は100万円を超える状況でございます。総額は平成18年度で6億1000万円ほどとなっております。

○小渡亨委員 一番多かった人は幾らですか。

○金城明律水産課長 数百名の対象者がおりますので、一番少ないのが幾らで、一番多い人が幾らかという資料については現在手元にはございません。

○小渡亨委員 では後で教えてください。次に74ページです。ホワイトビーチに原子力潜水艦が寄港するたびに出ておりますが、水上艦艇で原子力船が寄港したことはありますか。

○平良宗秀基地対策課長 過去に昭和55年にロングビーチ巡洋艦が2回、平成6年にカリフォルニア巡洋艦が2回と、今手元にはそういう資料がございます。

○小渡亨委員 巡洋艦も4回寄港しておりますが、そのときは放射能調査ももちろんやっているんでしょう。

○平良宗秀基地対策課長 寄港時には調査が行われております。

○小渡亨委員 300回近い寄港がありますが、それを受けて処理概要の下から2行目から、安全性の確認に努力しているところでありますと、その安全性の確認に努力した結果、安全性はどうでしたか。

○平良宗秀基地対策課長 平常値と同様だったということで聞いております。

○小渡亨委員 原子力潜水艦あるいは水上艦艇が寄港しても、放射能汚染はないと理解していいですか。

○平良宗秀基地対策課長 そのように報告を受けております。

○親川盛一委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 関連なのですが、78ページの陳情第13号ですが、防衛省による嘉手納基地周辺の騒音測定調査で、28年ぶりに見直し作業をして告示するというので、嘉手納基地周辺は騒音が拡大していると私も思っております。助成対象区域をしっかりと拡充、拡大するよう国に要請するというので処理概要にあります、防音工事対象はすべての建物と認識していいのですか。

○平良宗秀基地対策課長 飛行場ごとに決められた住宅が対象となるということで、嘉手納飛行場周辺は昭和58年3月10日、普天間飛行場周辺は昭和58年8月10日となっているようです。

○上原章委員 私が聞いているのは、一般住宅、事業所、店舗等全部対象ということで認識していいのですか。

○平良宗秀基地対策課長 住宅の防音工事ということです。住宅そのものが対象となっておりまして、学校やその他の施設についてはまた別途市町村の行う事業に対して助成が行われております。

○上原章委員 当然公共施設はしっかりやらなくてはいけないと思うんですが、一般住宅もそうです。ただこの騒音はすべての人が、その地域で仕事もしていれば、店もやっているわけですね。この事業所、会社等もすべて含めるべきだと私は思っていますが、これは対象にならないのですか。ならないので

あればその理由は何ですか。

○平良宗秀基地対策課長 今お話ししたように、事務所や店舗等は対象にはなっていませんが、その点については渉外関係都道府県知事連絡協議会等を通じて、拡大するように要請等も行っておりますが、趣旨等については明確にされておられませんので、どういった趣旨でなのかということは、今手元に資料がございません。

○上原章委員 何らかの理由があるのか、ないならしっかり公平に補償が受けられるように、県は強力に言うべきだと、ぜひこれは勝ち取って実現してほしいと思います。

○上原昭知事公室長 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて要請等を行っておりますが、なかなか解決がつかない状況にあります。今言ったように拡充や地域の問題も含めてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○上原章委員 今質疑の中で、理由が確認できていないと。この時点でもう少し問題意識を高めていただきたいと。ぜひ理由が何なのか、何の理由もない中でそういうのが決められているのか。ぜひ県はしっかり取り組んで、この方々にもしっかり補償が受けられるようお願いしたいと思います。

○親川盛一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○親川盛一委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○親川盛一委員長 再開いたします。

陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○親川盛一委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、去る3月21日に開催した委員会において、審査未了とした陳情第25号米兵による「少女・婦女子への暴行事件に抗議する県民大会」の開催に関する陳情を含め、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○親川盛一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情54件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○親川盛一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○親川盛一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 親川 盛一